

秋田県総合政策審議会の部会に関する取扱いについて

(令和７年６月２５日)

第１条 秋田県総合政策審議会条例（平成１７年秋田県条例第９１条）第６条第１項に規定する部会として、企画部会、産業・雇用部会、農林水産部会、観光・交流部会、未来創造・地域社会部会、健康・医療・福祉部会、教育・人づくり部会を設置する。

第２条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）企画部会

秋田県の政策推進に係る企画に関すること、各専門部会の所掌事項に関する総合的な調整に関すること及び他の部会に属さない事項に関すること。

（２）産業・雇用部会

新秋田元気創造プランの「産業・雇用戦略」の推進に関すること並びに次期総合計画の産業・雇用分野に係る政策の策定及び推進に関すること。

（３）農林水産部会

新秋田元気創造プランの「農林水産戦略」の推進に関すること並びに次期総合計画の農林水産分野に係る政策の策定及び推進に関すること。

（４）観光・交流部会

新秋田元気創造プランの「観光・交流戦略」の推進に関すること並びに次期総合計画の観光・交流分野に係る政策の策定及び推進に関すること。

（５）未来創造・地域社会部会

新秋田元気創造プランの「未来創造・地域社会戦略」の推進に関すること並びに次期総合計画の人口減少対策・地域社会・脱炭素分野に係る政策の策定及び推進に関すること。

（６）健康・医療・福祉部会

新秋田元気創造プランの「健康・医療・福祉戦略」の推進に関すること並びに次期総合計画の健康・医療・福祉分野に係る政策の策定及び推進に関すること。

（７）教育・人づくり部会

新秋田元気創造プランの「教育・人づくり戦略」の推進に関すること並びに次期総合計画の教育・人づくり分野に係る政策の策定及び推進に関すること。

第３条 部会に関する所掌事項を取りまとめる事務局は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|------------------|
| （１）企画部会 | 企画振興部総合政策課 |
| （２）産業・雇用部会 | 産業労働部産業政策課 |
| （３）農林水産部会 | 農林水産部農林政策課 |
| （４）観光・交流部会 | 観光文化スポーツ部観光戦略課 |
| （５）未来創造・地域社会部会 | あきた未来創造部あきた未来戦略課 |
| （６）健康・医療・福祉部会 | 健康福祉部福祉政策課 |
| （７）教育・人づくり部会 | 教育庁総務課 |

第４条 部会長は、必要に応じて委員及び専門委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

第５条 その他、部会の取扱いに関して必要な事項は、会長が定める。